

消費者の安全・安心の確保に向けた総合的な取組の推進について

第IV章 新たな消費者基本計画に向けた課題

国民生活審議会

平成 16 年に全面改正・公布された消費者基本法に基づいて、消費者政策の計画的な推進を図るため策定される「消費者基本計画」は、現在は平成 17~21 年度を対象としており、平成 21 年度においては、新たな計画策定に向けた検討が進められる見込みである。消費者安全の分野において重視されるべき「視点」については、第 II 章第 2 節で述べたとおりであり、上記の検討に際しても、これら「視点」の尊重が図られることが期待される。更に、中長期的、計画的な政策推進という観点からは、以下の二点について指摘したい。

第一は、事故の未然防止、事故の再発・拡大防止、被害の救済それぞれの局面での安全・安心レベルのバランスのとれた向上を図ることである。消費者庁及び消費者委員会の発足に向けて、迅速な再発・拡大防止のための取組については既に着手がなされており、未然防止の重要性や具体的な課題については、本報告書のなかで詳しく指摘を行った。そうした意味で、被害救済については、今後現状と課題の精査等を精力的に進めていくべき領域として目配りがなされるべきであろう。

第二は、消費者行政の一元化を契機とした新たな取組へのチャレンジの重要性である。消費者庁及び消費者委員会は、総合的・横断的な調整機能と、個別的・専門的な執行機能を適切に発揮しながら、消費者と事業者の架け橋になることが期待される存在でもある。こうした消費者庁及び消費者委員会が中心となって、これまでの垣根にとらわれない取組が推進されることが期待される。

1. 被害救済の実効性の確保・向上

食品・製品の欠陥や、施設・設備の設置・管理上の瑕疵等に起因する事故数は極めて多数に上っているとみられる一方、顕在化している事故数は限られており、その一因としては、被害者が容易に利用できる救済システムの整備が不十分であるために、顕在化させる行為を止めてしまうことが指摘されてきている。

そのため、近年、被害救済に係る裁判制度、裁判外制度、苦情処理制度等の拡充が図られているところである。平成 19 年には、消費者全体の利益を擁護するために一定の消費者団体が訴訟を提起することを可能とする消費者団体訴訟制度を盛り込んだ改正消費者契約法、紛争解決手続を担う業者についての認証制度を盛り込んだADR法（裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律）

が施行されている。

こうした流れのなかで、消費者安全分野における被害救済の実効性の確保・向上に向けて、更なる取組の推進が期待される。

消費者安全分野での被害救済に係る制度としては、平成7年に製造物責任法が施行され既に十余年が経過し、裁判上百件を超える訴訟が扱われ、相当程度の判例の蓄積が進んできている。被害救済の実効性の確保・向上のためには、まずは、判例の収集を図ったうえで、「欠陥」概念を整理し、その理解を広める取組が必要である。更には、被害者個人の救済にとどまらず、多数の消費者の安全確保のための民事ルールのあり方や、諸外国における民事ルール改善の動向等も踏まえた検討も課題である。

2. 安全・安心に関する知識の総合化

(安全・安心に関する知識の総合化・体系化)

安全・安心に関する知識（概念、制度、技術等）は各分野において細分化されて発展しているが、根底には相当程度共通的なものが存在していることが指摘できる。例えば、「本質安全」、「フェールセーフ」などの概念である。それらを相互参照し、あるいは総合的、体系的な整理を進めることは、より高次な安全・安心の実現につながるものと考えられる。こうした取組は、一部の識者等の間では推進されてきているが¹⁴、生活全般における安全・安心レベルの向上に結びつく取組であり、消費者庁において積極的に検討を進め、事故の未然防止や消費者安全教育等に反映していくことが望ましい。

(横断的かつ包括的な安全基準に関する指針作り)

こうした取組のなかでは、特に、施設・設備分野のように安全基準が専門性に応じて細分化されている状況においては、

- ①安全基準の整備、明確化にあたって、横断的な視点をできる限り取り入れ、それによって、製造・設置事業者のほか、所有者、管理者、利用者等の安全性に対する理解の向上を図ることが望ましい。例えば、労働災害の分野において、機械の包括的な安全基準に関する指針が定められており、そ

¹⁴ 例えば、文部科学省「安全・安心な社会の構築に資する科学技術政策に関する懇談会報告書」（平成16年4月）、日本学術会議安全工学専門委員会「安全・安心な社会構築への安全工学の果たすべき役割」（平成17年8月）及びその後の同会議総合工学委員会での検討がある。

した取組も参考にすべきである。

②横断的かつ包括的な安全基準に関する指針作りを進めることによって、すきま事案への対応を拡充していくことが望ましい。

3. 國際的な潮流を踏まえた消費者安全法制のあり方

製品や食品の安全に係る法制については、製品の複雑化、食品を巡る環境変化や流通のグローバル化等を踏まえ、1990年代以降、諸外国において制度改革が続いている¹⁵。主な特徴的な点としては、①食品分野における、リスク評価とリスク管理の機能分離の徹底や、規制において優先されるべき諸原則の明確化、②製品分野における、製品横断的な規制の措置、③両分野に共通した、事故情報の収集・伝達、リコールなど事前的な安全確保を重視した取組の推進などである。

こうした潮流をも踏まえながら、わが国における消費者安全法制のあり方にについて不断の検討を行っていく必要がある。

¹⁵ 近年、欧州においては、食品一般原則規則の制定、欧州食品安全庁の設置、一般製品安全指令の改正（いずれも2002年）等が、米国においては、消費者製品安全性改善法の制定（2008年）等が進行している。